



那覇市パートナーシップ・  
ファミリーシップ登録

利用の手引き

2022年10月

那覇市



# 目次

1 パートナーシップ・ファミリーシップ登録 について	… P1
2 届出から証明書交付までの流れ	… P3
3 届出することができる人	… P4
4 届出に必要なもの	… P6
5 登録後について	… P7
6 Q&A	… P10

# 1 パートナーシップ・ファミリーシップ登録について

那覇市は、平成27年7月19日、「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言（レインボーなは宣言）を発表し、「人が多様な性を生きることは、人権として尊重されなければならない」ことを宣言しました。

翌年の平成28年7月8日（「ナハの日」）には、この宣言の理念に基づき「那覇市パートナーシップ登録」を開始しました。

また、令和4年10月1日には「パートナーシップ・ファミリーシップ登録」を開始しました。本市のパートナーシップ・ファミリーシップ登録は、パートナーシップにある二人が市に届出書を提出し、市長が両者をパートナーシップの関係、また、その家族をファミリーシップの関係があると認めた場合に登録を行い、「那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証明書」及び「那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証明カード」を交付するものです。

このパートナーシップ・ファミリーシップ登録は、那覇市がその市政の中で運用するものであり、法律上の効果（相続、税金の控除など）が生じるものではありません。

しかし、人生を共に歩もうとする二人やその家族の関係を行政が認め、寄り添っていくことは、意義のあることだと考えます。

誰もが差別や偏見にさらされることなく、安心して暮らすことの出来るまちの実現を目指して那覇市は市民と共に、歩み続けます。

## ※パートナーシップとは

「互いを人生のパートナーとし、日常生活及び社会生活上、精神的に、かつ、経済的又は物理的に支え合う、二人（その一方又は双方の性的指向が必ずしも異性愛のみでない場合又は性自認が戸籍上の性別とは異なる場合に限る。）の関係」をいいます。

（要綱第2条第1号 令和4年10月改正）



「レインボーなは宣言」を発表する  
城間幹子 那覇市長（平成27年7月19日）



## 「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言

(レインボーなは宣言)

人がどのような性を生きるか、また、誰を愛し・愛さないかは、すべての人が幸福に生きるために生まれながらにして持っている権利、すなわち人権であり、誰もがその多様な生き方を尊重されなければなりません。

那覇市は、市民と協働し、性自認及び性的指向など、性に関するあらゆる差別や偏見をなくし、誰もが安心して暮らせる都市をめざして、ここに『性の多様性を尊重する都市・なは』を宣言します。

平成27年7月19日

那覇市

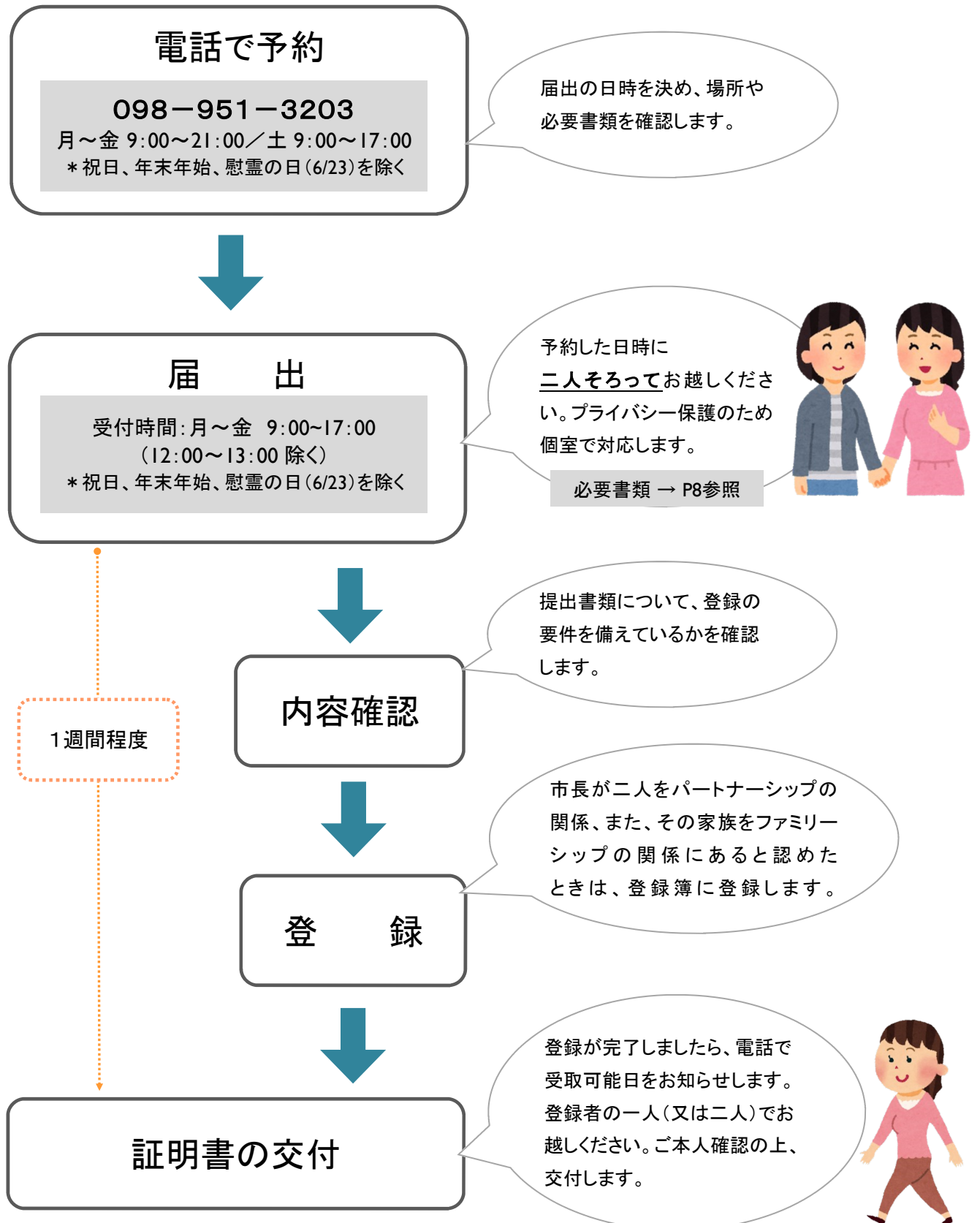
“Naha -- A City That Respects Sexual Diversity” Declaration  
(Rainbow Naha Declaration)

What gender people choose to live as and whom they choose to love or not to love is a right that all people are born with in order to lead happy lives. In other words, it is a human right, and everyone must respect these diverse ways of life.

In cooperation with our citizens, we, the Naha Municipal Government, intend to eliminate all forms of discrimination and prejudice related to sex and gender such as gender identity and sexual orientation. Aiming at developing into a city where any one can live with a peace of mind, we hereby declare Naha as a “city that respects sexual diversity.”

July 19, 2015 Naha Municipal Government

## 2 届出から証明書交付までの流れ



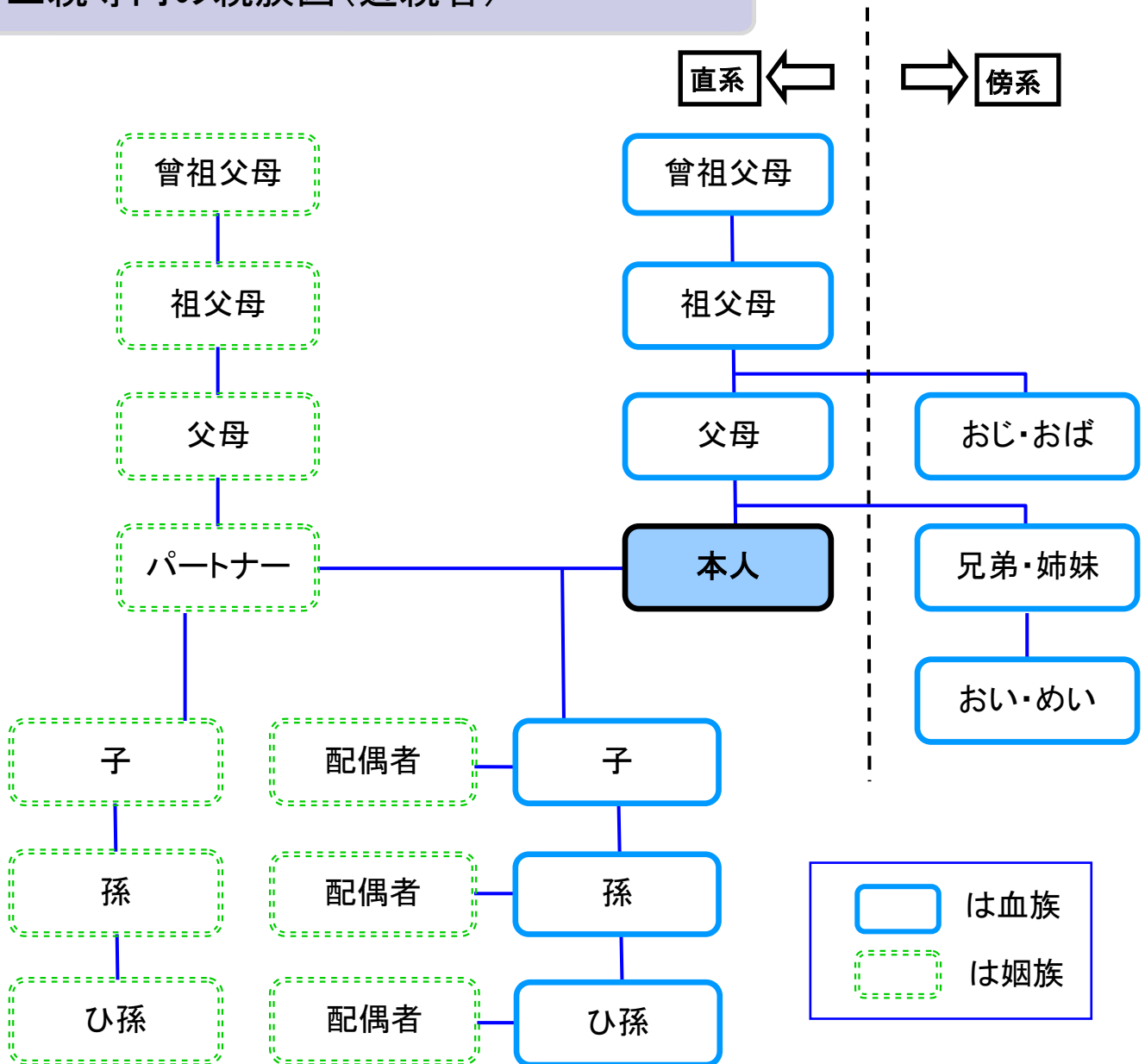
### 3 届出ることができる人

届出するには、下記のすべてを満たす必要があります。

- 1 互いを人生のパートナーとし、日常生活及び社会生活上、精神的に、かつ、経済的又は物理的に支える関係であること。
- 2 戸籍上の性別にかかわらず、一方又は双方の性的指向が必ずしも異性愛のみでない者又は性自認が戸籍上の性別とは異なる者。
- 3 成年に達していること。
- 4 原則として、二人とも那覇市民であること。  
以下の3つのパターンがあります。
  - (1) 二人とも那覇市民である。
  - (2) 一人が那覇市民であり、もう一人が市内への転入を予定している。
  - (3) 二人とも市内への転入を予定している。

※上記(2)と(3)の場合には、利用の方法が変わります。詳しくは、p12~14を参照してください。
- 5 法律上の婚姻をしていないこと。
- 6 当事者以外の者とパートナーシップにないこと。
- 7 パートナーシップにある者同士が近親者(三親等内の血族又は三親等内の直系姻族)でないこと。
- 8 ファミリーシップを届出する場合は、届出される二人のいずれか一方の近親者で、同居する者であること。

## 三親等内の親族図(近親者)



※パートナーシップにある者同士が近親者の場合は、パートナーシップを届出することはできません。

## ファミリーシップを届出する場合

届出しようとする者は、次の要件を満たしている必要があります。

- 1 届出される二人のいずれか一方の近親者であって、同居する者。
- 2 日常生活及び社会生活上、精神的に、かつ、経済的又は物理的に支える関係。



## 4 届出に必要なもの

届出には、以下の3点を提出してください。

### 1 那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録届出書

登録届出書は、なは女性センターの窓口に準備しています。

事前になは女性センターのHPからダウンロードし、記入の上お持ちいただくこともできます(印刷する場合は、裏面も印刷してください)。

氏名・住所は、それぞれ直筆でご記入ください。

### 2 住民票の写し

発行から3カ月以内のものを、一人1通ずつお持ちください。

(同一世帯の場合は、人数分の情報が記載された住民票の全部又は一部を1通)

### 3 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)

発行から3カ月以内のものを、一人1通ずつお持ちください。

(ファミリーシップの登録は、パートナーシップ登録者とファミリーシップ登録者との関係が分かる戸籍謄本又は抄本)

※外国籍の方の場合は「独身証明書」等、配偶者がいないことを

確認できる書面に日本語訳文を添えて提出してください。

その他戸籍を提出することが困難な場合の提出書類については、お問い合わせください。



### 4 本人確認ができるもの

(1) 写真付きで公的機関発行のものは1点。

(2) 写真付きでないものは2点以上。

※有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。

※上記以外に、その他市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

## 5 登録後について

### 交付される証明書について

#### 1 那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証明書

##### 那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証明カード

登録証明書は1通、お二人の手元に置く書面として交付します。大切に保管してください。  
登録証明カードは2枚交付します。

パートナーシップ  
ファミリーシップ 登録証明カード

那覇市パートナーシップ・ファミリーシップの登録の取扱いに関する要綱の規定に基づき、2人がパートナーシップ・ファミリーシップ関係にあることを証明します。

登録第 ○ 号 登録年月日 ○○○○年○月○日

○○ ○○○ 様 ○○ ○○○ 様  
○○○○年○月○日 生 ○○○○年○月○日 生

○○○○年○月○日 那覇市長 公印

【特記事項】  
戸籍上の氏名: ○○ ○○ (○○○○年○月○日生)  
○○ ○○ (○○○○年○月○日生)  
ファミリーシップ: ○○ ○○ (○○○○年○月○日生)  
○○ ○○ (○○○○年○月○日生)

【緊急連絡先】

#### 2 登録証明書等の再交付

登録者の届出に基づき、紛失、き損、汚損その他、特別な事情があると認められる場合にのみ、登録証明書等の再交付を行います。

#### 3 登録に関する事実証明書の交付

登録者の届出に基づき、以下の事実について証明を行います。

##### (1) 登録した事実についての証明

既存の民間サービスを利用するときなど、第三者にパートナーシップ・ファミリーシップ登録をしている事実を証明する必要がある場合に利用するものです。

##### (2) 登録を抹消された事実の証明

登録後、契約した民間サービスを解約するときなど、登録を抹消した事実を第三者に証明する必要がある場合に利用するものです。

第3号様式D (第6条関係)

見本

登録第 ○○ 号  
登録日 年 月 日

那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証明書

沖縄 花子 沖縄 海  
平成11年11月11日生 平成11年12月12日生

氏名 年 月 日生 氏名 年 月 日生  
氏名 年 月 日生 氏名 年 月 日生

上記は、那覇市パートナーシップ・ファミリーシップの登録の取扱いに関する要綱第3条の規定により、パートナーシップ・ファミリーシップ登録を受けたことを証明します。

2022年10月1日  
那覇市長 城間幹子

【市花】 ブランデンレア/Bougainvillea 【市の樹】 オオゴマダラ/Ilex lucuana

フレームデザイン: 切り絵作家 ふくふく

## 登録事項の変更等について

### 次の場合は、必ず届出が必要です。

届出は、登録者の一人(又は二人)で行うことができます。

- 1 住所や氏名が変わったなど、届出時の内容に変更があったとき。  
※変更した事実が分かる書類を添えて届出してください。
- 2 パートナーシップを解消したとき。
- 3 登録者の一方が死亡したとき。
- 4 新たにファミリーシップの登録を追加または削除したいとき。



## 証明書の返還について

次の場合は、交付された登録証明書及び登録証明カード、事実証明書のすべてを市長に返還しなければなりません。

- 1 パートナーシップを解消したとき。
- 2 一方又は双方が市外へ転出したとき(一時的な転出の場合を除く)。
- 3 届出の要件に該当しなくなったとき。

※ただし、登録者の一方が死亡した場合は、返還の必要はありません。

※返還の際には、「那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証明書等返還届」の記入をお願いします。

## 登録の抹消について

登録の抹消には、次の2つの場合があります。

### 1 届出に基づく抹消

- (1) パートナーシップを解消したとき。
- (2) 一方又は双方が市外へ転出したとき(一時的な転出の場合を除く)。
- (3) 登録者の一方が死亡したとき。

### 2 該当事由に基づく抹消

- (1) 転入を予定していた者が、登録日から3ヵ月以内に転入したことを証明する書類(住民票等)を提出しなかったとき。
- (2) パートナーシップ・ファミリーシップ登録の要件を欠いたとき。
- (3) 虚偽、その他の不正な方法によりパートナーシップ・ファミリーシップ登録を受けたとき。
- (4) 登録証明書又は登録証明カード、事実証明書を不正に利用したとき。

## 通称名の使用について

性別違和ほか、市長が必要と認める場合に限り、登録上の氏名について、通称名を使用することができます。

名前は、出生時に割り振られた性別に基づいて名づけられることが多く、女性か、男性かを表すひとつの記号となることがあります。ここで、証明書等に記載する名前を戸籍上の氏名に限定してしまうと、性別違和(性同一性障害を含む)の場合など、苦痛を強いる可能性があります。

このため、登録上の氏名については、ご本人のアイデンティティに沿った名前(通称名)の使用ができることとしました。

ただし、事実証明書については、原則として通称名は使用できません。第三者に提示する可能性のある書面として、本人確認等に混乱が生じることを防ぐためです。

※「市長が必要と認める場合」の具体例として、特別永住者の場合があげられます。



## 6 Q&A

Q1, 届出に際して、プライバシーは守られるのでしょうか。

A

ご安心ください。

届出の際は、プライバシー保護のため個室で対応します。

提出いただいた書類や記載されている内容など大切な個人情報厳しく管理します。

よく分からないこと、不安なことがあれば、お気軽にご相談ください。

Q2, パートナーシップ・ファミリーシップ登録は、結婚とどう違いますか？

A

結婚は、法律に基づいて行われるもので、法的な家族となり、相続など財産上の権利や扶養義務など、法律上の権利や義務が発生します。

一方、那覇市のパートナーシップ・ファミリーシップ登録は要綱(行政の内部マニュアル)に基づいて市が独自に実施するものであり、上記のような法的な効力はありません。

しかし、徐々に理解が浸透し、こうした地方自治体のパートナーシップ・ファミリーシップ制度を利用したカップルに対して、民間サービスの提供が始まっています。例えば、携帯電話会社(家族割引)や航空会社(マイレージ共有)があげられます。

Q3, パートナーシップ・ファミリーシップ登録に、費用はかかりますか？

A

いいえ、かかりません。

ただし、届出書に添付すべきその他の書類を準備するときの発行手数料などは、自己負担となります。

#### Q4, 届出できるのは同性同士のみですか？

A

いいえ、違います。

多様な性を生きる人々に多く利用していただくため、「戸籍」の性別が同じ又は異なる二人(その一方又は双方の性的指向が必ずしも異性愛のみでない場合又は性自認が戸籍上の性別とは異なる場合に限る)であれば、届出できます。ただし、事実婚は除きます。

#### Q5, パートナシップ登録は同居していないと届出できませんか？

A

パートナーシップ登録は、必ずしも同居している必要はありません。

「日常生活及び社会生活上、精神的に、かつ、経済的又は物理的に支え合う、二人の関係」であることが必要です。

人生のパートナーとして、協力し、助け合う関係のことです。

届出時、簡単なヒアリングをすることで確認します。

これらを要素として、お互いに  
支え合っている関係のことです。  
必ずしも同居は求めています。



##### 精神的

(気持ちの支え合いなど)

##### 経済的

(生活費の分担など)

##### 物理的

(親の介護、子どもの送り迎えなど  
生活上の役割分担他)

#### Q6, 登録の届出は平日のみしかできませんか？

A

登録の届出は、平日の朝9:00~12:00、13:00~17:00となります。

登録証明書及び登録証明カードの発行は、提出書類を確認し登録を行った後に  
交付するため、1週間程度かかります。

## Q6, 4ページの「住所」について、那覇市民でなくても利用できますか？

A

はい。

市内への転入を予定している方であれば、利用することができます。

しかし、4ページの4(2)「一人が那覇市民であり、もう一人が市内への転入を予定している」場合と、(3)「二人とも市内への転入を予定している」場合で、利用の方法が変わってきます。詳しくは、Q7をご覧ください。

## Q7, 那覇市民でない人の、利用方法について教えてください。

A

以下の2パターンがあります。

1 一人が那覇市民であり、もう一人が市内への転入を予定している場合、登録することができます。ただし、登録を受けた後、「市長が認める期間内」に、市内に転入たことを証明する住民票の写しの提出がないと登録を抹消されます。

2 二人とも市外の方である場合、市内に転入予定であれば、届出することができます。

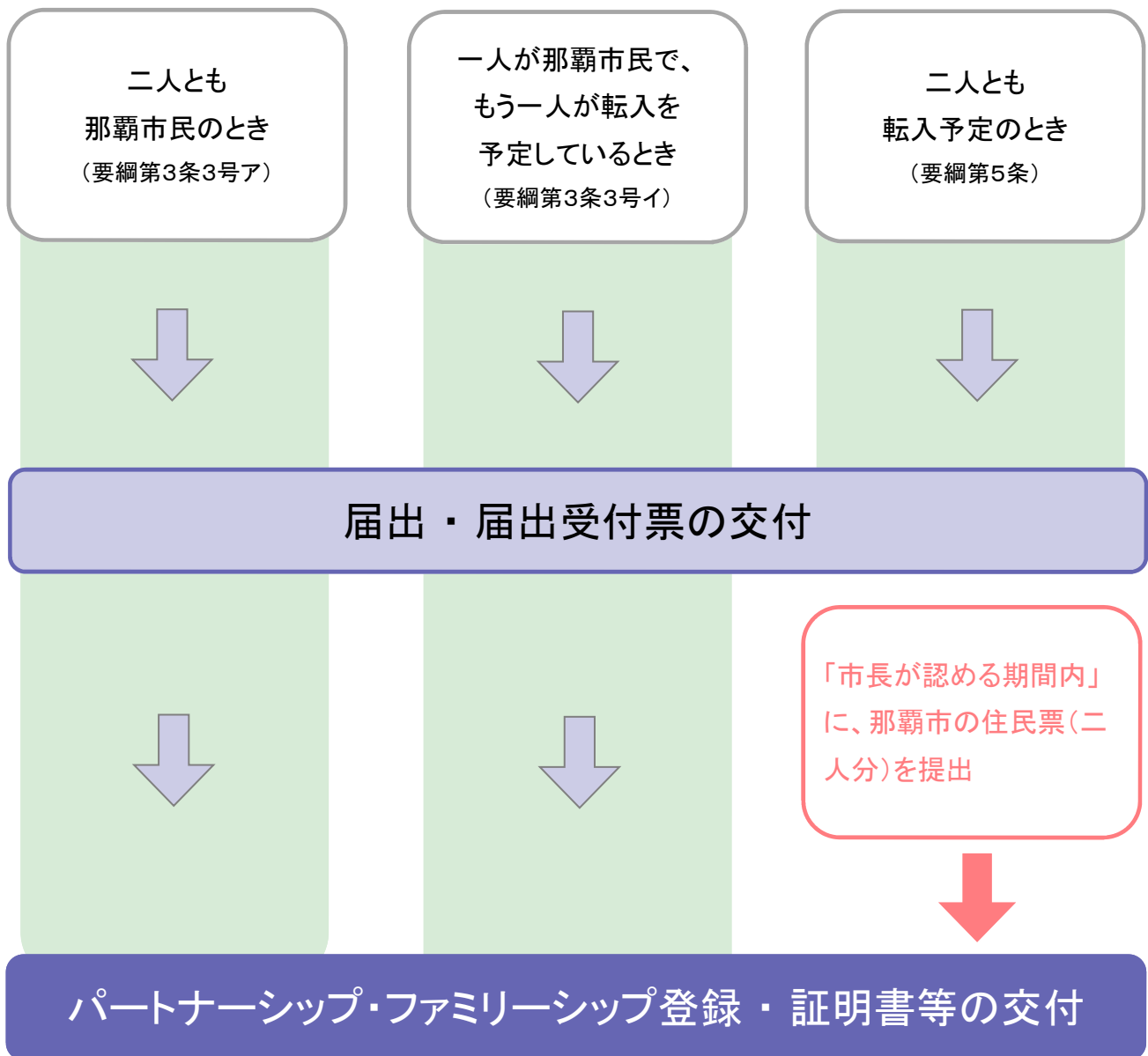
ただし、登録するためには「市長が認める期間内」に市内に転入たことを証明する住民票の写しの提出が必要です。

※詳しくは、13ページの図をご覧ください。

「市長が必要と認める期間」は、3ヵ月を目安としますが、二人の状況に応じて、延長が認められることがあります。ご相談ください。

※3ヵ月とする趣旨・・・一般に、書類の信用が「発行から3ヵ月以内のもの」と要求されるように、書類の記載事実に大きな変動がないと推測され、再提出を必要としないと判断できるため。延長する期間によっては、再提出を求める場合があります。

Q7を図で説明すると・・・



届出時に市外在住の  
一人が、「市長が認める  
期間内」に那覇市の住民  
票を提出しなければ・・・

登録抹消



## Q8, なぜ那覇市外の人でも届出の対象とするのですか？

A

このパートナーシップ・ファミリーシップ登録は、原則として那覇市民を対象としています。

しかし、登録を希望する二人が、一緒に暮らす賃貸物件などを探すとき、困難な場合が少なくありません。また、こうした場合に、二人が生活を築こうとしている関係であることを説明していくのは、なかなか難しいことです。

このため、二人とも市外の方であるときでも、市内への転入が予定されている場合には、不動産会社等に二人の関係を説明していく手段の一つとして、この制度を利用してもらえるようにしました。

## Q9, 「二人とも転入予定」の場合は、那覇市に引っ越さないと登録できませんか？

A

そのとおりです。

「二人とも転入予定」の場合は、那覇市に転入したことを証明する住民票の写しの提出があったときに登録を行います。

転入前には「那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証明書」及び「那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証明カード」はまだお渡しできません。

しかし、届出の際に、届出を受領したことを証明する「届出受付票」を交付しますので、不動産会社等への説明は、こちらをお使いください。



# 相談窓口

性の多様性に関する相談

なは女性センター「ダイヤルうない」

098-861-7515

対応日時 月～土 9～12時/13～17時

性の多様性に関する専門の窓口ではありませんが、あなたがありのままに  
一歩一歩進むには何ができるかを一緒に考えます。

## ■LGBTQにじいろ相談

相談機関 沖縄県男女共同参画センターていりる

電話番号 098-880-8434

対応日時 毎週土曜日 10～17時

## ■LGBTQ無料法律相談

相談機関 沖縄弁護士会

電話番号 080-7986-3595

対応日時 第1火曜日 17～19時

第3金曜日 12～14時



## ■那覇市保健所 那覇市与儀1-3-21

### ●HIV、性感染症の検査(無料)

心配事があれば、まずご相談ください。

HIVの検査は匿名・無料です。

【予約電話】098-853-7971

受付時間：9～12時/13～17時15分（土・日・祝祭日は除く）

### ●相談窓口

【予約電話】098-853-7973

気分が晴れない、アルコール問題で困っている等の悩みにお答えします。臨床心理士や、精神科医等の専門家の相談日もあります。予約方法や日時はお問い合わせください。



# レインボー交流会

「交流の場がほしい」「性の多様性について語りたい」といった声から生まれた誰でも参加できる交流会です。



主催：市民団体ていーだあみ

メール：tiidaami.okinawa@gmail.com

※「レインボー交流会okinawa」で検索すると、  
フェイスブックで最新情報を確認できます。



## ■LGBTの家族と友人をつなぐ会

### ●電話・メール相談

家族からのカミングアウト等についての相談

【相談電話】090-6055-2424

【日時】電話相談は随時（不在時は折り返し連絡）

【メール相談】[family2006@goo.jp](mailto:family2006@goo.jp)

### ●ミーティング

LGBTの当事者や家族、友人らによる会。誰でも参加できる。ミーティングは東京、神戸、福岡、名古屋で開催。詳しくはサイト参照。

【サイト】<http://LGBT-family.or.jp/>



# レインボーなは



ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

Web サイトもご覧ください

● ホームページ

<https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/collabo/dannjyosankaku/seinotayousei/partnershipregistrat.html>

要綱、各様式が  
ダウンロードできます



## なは女性センター

那覇市 総務部 平和交流・男女参画課

〒900-0004  
沖縄県那覇市銘苅2-3-1  
なは市民協働プラザ1F

電話：098-951-3203  
F A X：098-951-3204  
Eメール：S-HEIDAN002@city.naha.lg.jp

発行年月日 初版 平成28年 7月 7日  
第5版 令和 4年10月 1日